

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号テに次のように加える。

（ウ）時間を単位としたもの 時ボ休

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。